

能美市学校給食センター整備運営事業

特定事業の選定

令和4年7月1日

石川県能美市

石川県能美市（以下「市」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条の規定に基づき、能美市学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）を特定事業として選定したので、同法第11条第1項の規定により、特定事業の選定に当たっての客観的評価の結果をここに公表する。

令和4年7月1日

能美市長 井出 敏朗

目 次

1	事業概要	1
	(1) 事業名	1
	(2) 事業に供される公共施設等の名称	1
	(3) 公共施設等の管理者の名称	1
	(4) 事業の目的	1
	(5) 事業範囲	1
	(6) 事業方式	1
	(7) 事業期間	1
2	市が直接実施する場合とP F I方式により実施する場合の評価	2
	(1) 定量的評価	2
	(2) 定性的評価	3
	(3) 総合的評価	3

1 事業概要

(1) 事業名

能美市学校給食センター整備運営事業

(2) 事業に供される公共施設等の名称

能美市学校給食センター（外構、付帯施設を含め、以下「本施設」という。）

(3) 公共施設等の管理者の名称

能美市長 井出 敏朗

(4) 事業の目的

市における学校給食は、根上地区及び寺井地区では自校方式により、辰口地区では辰口学校給食センターにより提供されている。根上地区及び寺井地区においては、小中学校の自校方式単独調理場がいずれも老朽化し、国の定める「学校給食施設衛生管理基準」への準拠や、調理場内のドライシステム仕様の整備など、早急な対応が求められる状態となっている。

また、辰口地区ではアレルギー対応食の調理を実施していないことから、同じく対応未実施の根上・寺井地区を合わせ、市内全域のアレルギー対応食の調理が可能な施設の整備が求められている。

そのため、市は、根上・寺井地区の小中学校を対象とした給食提供及び市内全域のアレルギー対応食の調理を可能とする新たな学校給食センターをPFI手法により整備し、学校給食衛生管理基準等を満たす安全・安心な学校給食の提供を確保し、効率的な学校給食事業の実現を目指すものである。

(5) 事業範囲

本事業は、PFI法に基づき、事業者が本施設の整備等を行い、その事業期間内において本施設の維持管理及び運営を行うものである。

事業範囲は次のとおりであるが、具体的な内容については、募集要項等において示す。

- ア 施設整備業務
- イ 開業準備業務
- ウ 維持管理業務
- エ 運営業務

(6) 事業方式

PFI法に基づき、市と事業契約を締結し、事業者自らが本施設を設計・建設し、施設の所有権を市に移管した後、本施設の維持管理及び運営等を行うBTO(Build Transfer Operate)方式により実施する。

(7) 事業期間

- ア 施設整備期間 事業契約締結日から令和6年6月（約1年6か月）
- イ 開業準備期間 令和6年7月から令和6年8月（約2か月間）
- ウ 運営期間 令和6年9月から令和21年8月末（約15年）

2 市が直接実施する場合とPFI方式により実施する場合の評価

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 30 年 10 月 23 日閣議決定）に基づき、事業期間全体にわたるコスト算出による市の財政負担見込額による定量的評価及びPFI事業として実施することの定性的評価を踏まえた総合的評価を行った。

(1) 定量的評価

本事業を市が直接実施した場合とPFI方式により実施した場合それぞれの事業期間全体を通じた市の財政負担額を比較することで評価を行った。

ア 前提条件

市の財政負担額の比較にあたり、前提条件を次のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、応募者の提案内容を制限するものではなく、また一致するものでもない。

表 市の財政負担額算定の前提条件

項目	市が直接実施する場合	PFI事業として実施する場合
財政負担額の 主な内訳	①施設整備業務に係る費用 ②開業準備業務に係る費用 ③維持管理業務に係る費用 ④運営業務に係る費用	①サービス対価（施設整備業務、開業準備業務、維持管理業務及び運営業務に係る費用、並びに事業者が本事業の実施に要する諸費用） ②アドバイザー費 ③モニタリング費
共通の条件	①事業期間 16年8か月（施設整備期間1年6か月、開業準備期間2か月、運営期間15年） ②敷地面積 約6,004㎡ ③供給能力 3,000食/日 ④割引率 0.907%	
資金調達に 関する事項	①交付金 ②地方債 ③一般財源	①交付金 ②地方債 ③銀行借入 ④資本金
積算方法	概略の施設計画を策定し、同規模・同用途の事業における実績値等を勘案して算定した。	市が直接実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定した。

イ 市の財政負担額の算定方法

上記の前提条件を基に、市が直接実施する場合の市の財政負担額とPFI方式により実施する場合の市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、それらを割引率により現在価値に換算した。

ウ 評価結果

算定結果により、市の財政負担額を比較したところ、本事業を市が直接実施する場合に比べて、P F I方式により実施する場合は、事業期間中の市の財政負担額が6.0%程度削減することが見込まれる。

なお、事業者に移転するリスクについては、データの蓄積がないこと等により厳密な定量化は困難であるため考慮していない。

(2) 定性的評価

本事業をP F I方式により実施する場合、上記のような定量的効果に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

ア 安全・安心でおいしい適温給食等の実現

本施設の施設整備、維持管理及び運営に関する業務について、事業者が一貫して実施することにより、事業者独自の創意工夫やアイデア、ノウハウ、技術力等の活用を期待することができる。

具体的には、学校給食センターの設計・建設・運営等を一括して発注することにより、厨房機器や運営事業者が早い段階から設計に関与し、調理全体の効率性やアレルギー対応を含む徹底した衛生管理に配慮した施設整備が期待できる。

これらに加え、市と民間事業者の協働により、事業全体に市の考え方を反映しつつ民間のノウハウを活用しながら、食育や地場産食材の活用が実現できる。

イ 適切なリスク分担による効率的な事業運営

市本事業において想定されるリスクを明確にし、かつ、適切なリスク移転及び官民の役割分担をすることにより、事業全体におけるリスクの最適化が図られ、リスクの発生抑制、事業の効率化・合理化等の効果が期待できる。

ウ 財政支出の平準化

民間資金を活用することで、市は事業期間終了までの間に初期整備費を含めた事業費を分割して支出することが可能となり、財政負担の平準化が図られる。

(3) 総合的評価

本事業をP F I方式により実施することにより、事業者の創意工夫やノウハウを活用することが可能となり、市の財政負担は、市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通して6.0%程度の削減が見込まれるとともに、事業者へのリスク移転や業務の効率化等も期待できる。また、「新学校給食センター整備基本計画」に掲げる7つの基本方針を確実に実現する上でも、民間事業者のノウハウ等を活用することが望ましいと考えられる。

以上の客観的な評価の結果により、本事業をP F I方式により実施することが適当であると認められるため、ここにP F I法第7条に基づく特定事業として選定する。